

所得税 住民税申告相談会 が始まります

所得税・住民税申告相談会が2月14日(木)から3月15日(木)まで観月台文化センター3階第1研修室で行われます。確定申告書(封筒)又は町から送付された「所得申告相談(案内はがき)」等の必要書類を持参し、期限内に申告してください。

☎税務課課税係 ☎ 585-2778・585-2779

申告が必要な方

税務署からの確定申告書(封筒・はがき)及び町からの「案内はがき」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要となります。

- ①「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家賃、配当などの所得がある」
- ②「給与収入が2千万円を超える」「給与のほかに所得がある」「2カ所以上から給与を貰っている」「年末調整ができなかった」
- ③「公共事業のために土地や建物を譲渡した」場合など

→次の方は「簡易申告書」を提出してください。

- ・無収入の方
- ・収入が遺族(障害)年金、雇用保険(失業給付金)に限る方

申告相談を経ることなく町申告会場又は税務課(役場庁舎1階)に提出してください。

マイナンバーについて

今年の確定申告から個人番号の記載が必要になります。通知カードなどマイナンバーのわかるものと運転免許証など本人確認ができる身分証明書を持参してください。

申告相談に関するお願い

- ①混雑を避けるため、指定期日(広報1月号に掲載)に申告相談されますようご協力をお願いします。なお、当日都合の悪い方は、期間中の都合の良い日に申告してください。
- ②車でおいでになる場合、十分な駐車場を確保できませんので予めご了承ください。
- ③福島税務署(会場:ウィル福島アクティおろしまち)で申告される方や税務署から案内のある方は、国見町で申告相談する必要はありません。また、ご自身で申告書を作成される方は、申告相談を受けることなく「郵送または持参」により申告書の提出が可能です。

所得税確定申告の方法

町の申告相談会場での申告相談、確定申告書等作成コーナー(年金・給与に限り操作支援が可能)以外にも次の方法で申告することができます。

- e-TAX(国税電子申告・納税システム)による申告
会場に向くことなく申告相談会場開設前から、原則24時間利用できます。インターネットによる申告のため郵送の手間が要りません。
※個人番号カード(または、電子証明書機能の付いた住民基本カード)とICカードリーダーが必要です。ICカードリーダーは電器店でお求めください。
※電子申告ではなく、作成・出力した申告書を提出することも可能です。
☎ eTAX作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901(平日午前9時から午後5時、全国一律通話料)

- 税務署の開設する相談会場での申告
・期間 2月16日(木)から3月15日(木)(土曜を除く。2月19日(土)と2月26日(土)は開設しません)
・時間 午前9時30分から午後4時
・会場 ウィル福島アクティおろしまち(旧卸町会館:福島市鎌田字卸町10-1)
会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場を設置していません。
※申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合があります。開設時間内に申告書を作成できるよう、午後3時前のご来場にご協力ください。
☎ 福島税務署 ☎ 534-3121 ※自動音声案内で「0」番を選択してください。

- 郵送・持参による提出
・提出先 福島税務署及び国見町税務課
※福島税務署へ持参提出される場合、税務署玄関前の郵便ポストへの投函が可能です。
※国見町申告相談会場への持参提出も可能です。その際、相談は不要です。

東北税理士会福島支部主催の『確定申告および税の無料相談会』が開催されます。申告書は税務署又は町に提出してください。

- ①福島市駅前会場
・日時 2月23日(木)・24日(金)午前10時から午後4時まで
・会場 ユニックスビル8階(福島市栄町6-6)
- ②サンライフ福島会場
・日時 2月23日(木)午前10時から午後4時まで
・会場 サンライフ福島(福島市北矢野目字壇ノ腰6-16)
- ③福島税務相談所
・日時 2月16日(木)から3月10日(金)午前9時30分から午後4時まで(土曜・2月23日・24日を除く)
・会場 福島県税理士会館内(福島市森合町14-19)

「完納で 明るい未来の 町づくり」

(国見小6年 小針光希さん)
平成28年度税に関する作品コンクール入賞作品